特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、個人住民税賦課業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和7年7月22日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	個人住民税 事務					
②事務の概要	明和町税条例及びその他関連法律に基づき行う以下の個人住民税賦課に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。「(別添1)事務の内容」を参照) 【課税資料受付事務】 ・給与支払者から提出された給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX)・年金保険者から提出された公的年金等支払報告書の受付(紙、eLTAX)・個人から提出された住民税申告書の受付及び確定申告書の受付(紙、国税連携)【当初賦課決定事務】・個人毎の課税資料を元に、税額の計算、徴収区分等の決定を行う。・賦課決定内容及び税額を本人または給与支払者、年金保険者に通知する。【賦課更正事務】・・賦課決定通知後に各種調査や税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課内容の変更を行う。・・賦課変更内容及び変更後の税額を本人または給与支払者、年金保険者に通知する。【調査事務】・適正な賦課のため、課税資料や扶養内容等について調査を行う。調査の結果、申告内容に変更が生じた場合には「賦課更正」を行う。【証明書発行事務】・関係システムを使用し、個人住民税に関する証明書を発行し交付する。					
③システムの名称	個人住民税システム(e-ADWORLD2、税務LANシステム)、団体内統合宛名システム、国税連携システム、中間サーバー、証明書発行サーバー、eLTAXシステム、証明書コンビニ交付システム					

2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税賦課情報ファイル、税務LANシステム、eLTAXシステム、国税連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシ	ノステム	による情報は	車携			
①実施の有無	[実施する]	<選択肢 1) 実施す 2) 実施し 3) 未定	·る	
②法令上の根拠	(別33年) (1、54、102 は 102	翌における情 情報 3、4、6、8、5 57、58、59、6 3、106、107、 別表供の第3と 5年、第2条、第20条 5年、第44条の第36条、第44条の第36条、第44条の第36条の第36条の第36条の第36条の第36条の第36条の第36条の第36	報提供の根拠)が「市町村長」の 9、11、16、18、2 61、62、63、64、 108、113、114、 主務省令、第6条 第37条、第38 第37条、第38 第37条、第38 第37条、第38 第37条、第38 第37条、第38 第37条、第38 第5、第45条、第38 新第5、第45条、第59 4 4 4 6 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	20項のうち、第4欄(特定個人 20、23、26、27、28、29、30、6 65、66、67、70、71、74、80、 115、116、117、120、121の 20る事務及び情報を定める命 3、第7条、第8条、第10条、第 42条の3、第22条の4、第23条 5、第31条、第31条の2の2、第4 5、第39条、第39条の2、第4 6、第39条、第59条の3、第59 6、第2個(事務)が「 1年よる地方税の賦課徴収に	情報)に「地 31、34、35、3 84、85-2、8 項) 1令(以下「別 12条、9 12第24条、5 第31条の3、 0条、第43条 第51条の4 地方税法その4	37、38、39、40、42、48、 7、91、92、94、97、101、 表第2省令」という。)にお 条、第14条、第16条、第 第24条の2、第24条の3、 第32条、第33条、第34 、第43条の3、第43条の 条、第54条、第55条、第
5. 評価実施機関における	担当部	署				
①部署	税務課					
②所属長の役職名	税務課:	Ę				
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利	 用停止請求	ŧ			
請求先	総務課	三重県多気	郡明和町大字鳥	馬之上945番地 0596-52-7	7111	
8. 特定個人情報ファイル(の取扱し	いに関する問	合せ			
連絡先	税務課	三重県多気	郡明和町大字原	馬之上945番地 0596-52-7	7113	
9. 規則第9条第2項の適	用				I]適用した
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年6月30日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個 する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
<選択肢>						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネット	-ワークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である	o]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	o]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である)	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	F業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている ている。また住基ネット照会を行う際には、4情報又は住			
判断の根拠	所を含む3情報による照会を					
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部	監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	I.]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えら れる対策	3) 権限のない者によっ4) 委託先における不正5) 不正な提供・移転が6) 情報提供ネットワーク	われるリスクへのが ナ、事務に必要のなって不正に使用され Eな使用等のリスク が行われるリスクへの クシステムを通じて ウシステムを通じて えい・滅失・毀損リス	対策 にい情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ありスクへの対策 いへの対策 いへの対策 の対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 正目的外の入手が行われるリスクへの対策 に不正な提供が行われるリスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバーが記載された	書類は、鍵付きの?	書庫で管理し、リスクへの対策を行っている。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I - 5 ②	税務課長 北岡 和成	税務課長 松井 友吾	事後	
平成29年6月15日	Ⅱ 一 1. 一 時点日欄	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年6月15日	Ⅱ 一 2. 一 時点日欄	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	I - 3 個人番号の 利用 法令上の根拠	・番号法第9条 第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定 める事務を定める命令第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月31日	I - 4 ②	番号法第19条 第7項 別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70, 71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107, 108,113,114,115,116,117,120の項	12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22	事後	
平成30年8月31日	I - 5 ②	税務課長 松井 友吾	税務課長	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ 一 1. 一 時点日欄	平成29年5月31日 時点	平成30年7月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ 一 2. 一 時点日欄	平成29年5月31日 時点	平成30年7月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策	記載なし	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ 一 1. 一 時点日欄	平成30年7月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅱ 一 2. 一 時点日欄	平成30年7月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	1 - 1 3	1. 個人住民税システム(e-ADWORLD2、税 務LANシステム) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 個人住民税システム(e-ADWORLD2、税 務LANシステム) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 証明書発行サーバー	事前	令和2年2月からコンビニ交付サービス開始予定
令和2年9月30日	I - 7 請求先	総務課	総務防災課	事後	
令和2年9月30日	Ⅱ 一 1. 一 時点日欄	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和2年9月30日	Ⅱ 一 2. 一 時点日欄	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和3年8月20日	【 I . 関連情報】 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (以下変更なしのため省略)	事前	番号法第19条に係る改正の 施行日に先立ち、事前に公表
令和3年8月20日	Ⅱ 一 1. 一 時点日欄	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅱ 一 2. 一 時点日欄	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ 一 1. 一 時点日欄	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ 一 2. 一 時点日欄	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月31日	I — 1. — ②事務の概要	地方税法及び明和町税条例に基づき、毎年1	明和町税条例及びその他関連法律に基づき行う以下の個人住民税賦課に関する事務ための番手にはけるとはいう。)の規定に従い特定の人情報を取りという。「(別添1)等の内容」を参照)【課税支払者の内容」を参照)【課税支払者の内容」を参照)、「総当の大きに従い、自然を与支払報告事の受付(紙、eLTAX)・年金保険者から提出された公的年金等支払報告書の受付(紙、eLTAX)・年金保険者がら提出された公的年金等支払報告書の受付(紙、eLTAX)・「個人の定職課決定申告書の受付(紙、ELTAX)・「のでで、「ので、「ので、「ので、「ので、「ので、「ので、「ので、「ので、「ので	事後	
令和5年7月31日	1 ー 1. ー ③システム	1. 個人住民税システム(e-ADWORLD2、税務LANシステム) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 証明書発行サーバー	個人住民税システム(e-ADWORLD2、税務LANシステム)、団体内統合宛名システム、国税連携システム、中間サーバー、証明書発行サーバー、eLTAXシステム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月31日	I - 2 特定個人情報ファイル名	個人住民税賦課情報ファイル	個人住民税賦課情報ファイル、税務LANシステム、eLTAXシステム、国税連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和5年7月31日	I - 3 法令上の根 拠	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定 める事務を定める命令第16条		事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月31日	I — 4. — ②法令上の 根拠	報」が含まれる 項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、 27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、 48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、 67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、 97、101、102、103、106、107、108、113、114、 115、116、119の項) (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(以下「別表 第2省令」という。)における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、 第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第 20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の 4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、 第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条 の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第 37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43 条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45	第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第 16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22 条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条 の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27 条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条 の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36 条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第 40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44 条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第 49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の 3、第59条の3、第59条の4 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税 に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	事後	
令和5年7月31日	Ⅱ 一 1. 一 時点日欄	令和4年6月17日 時点	令和5年7月31日 時点	事後	
令和5年7月31日	Ⅱ 一 2. 一 時点日欄	令和4年6月17日 時点	令和5年7月31日 時点	事後	
令和6年12月24日	I - 7 請求先	総務防災課	総務課	事後	
令和6年12月24日	Ⅱ 一 1. 一 時点日欄	令和5年7月31日 時点	令和6年12月24日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	Ⅱ 一 2. 一 時点日欄	令和5年7月31日 時点	令和6年12月24日 時点	事後	
令和6年12月24日	w — 8.	記載なし	8. に記載のとおり	事後	
令和6年12月24日	Ⅳ -11.	記載なし	11. に記載のとおり	事後	
令和7年6月30日	Ⅱ 一 1. 一 時点日欄	令和6年12月24日 時点	令和7年6月30日 時点	事後	
令和7年6月30日	Ⅱ 一 2. 一 時点日欄	令和6年12月24日 時点	令和7年6月30日 時点	事後	